

第20回 中山台地区教育環境適正化検討委員会

令和7年(2025年)1月16日(木)10:00～

中山台コミュニティセンター 多目的ホール

1 開会

2 議題

(1) 委員公募の結果報告と委員会設置要綱について

(2) 小中一貫教育の導入に向けたロードマップについて

3 その他

4 閉会

<配布資料>

資料1 委員名簿(令和6年度)

資料2 委員公募の結果について

資料3 中山台地区教育環境適正化検討委員会 設置要綱

資料4 小中一貫教育の導入に向けたロードマップ

委員公募の結果について

宝塚市教育委員会

1 案内方法

- ・中山台コミュニティを通じて募集チラシ計 500 部を各世帯へ配布
- ・中山台コミュニティのブログに募集チラシデータを掲載

2 募集人数

3人以内

3 応募期間

9月8日～10月18日

4 応募人数

0人(問い合わせ:0件)



『小中一貫教育』を検討する メンバーを募集

★中山台地区教育環境適正化検討委員会とは

中山台地区教育環境適正化検討委員会は、行政と地域、学校が協働で、中山台地区の子ども達の教育環境のあり方について検討していこうという目的で、平成28年度に教育委員会からの要請に基づき設置した組織です。

現在、中山台コミュニティの会長・副会長を含む役員や、関係する自治会長、青少年育成市民会議会長・副会長、民生児童委員、各学校のPTA（育友会）などの代表者で構成しています。

これまで計19回開催し、中山桜台小学校・中山五月台小学校の学校統合等について、協議・検討をしてきました。令和4年度の学校統合の振り返り・経過観察について一定の目途がついたことから、今後は小中一貫教育に向けた検討をしていきます。

★メンバーを募集します

今回、その議論に参加いただくメンバーを募集します。
「小中ギャップの緩和」「不登校出現率の減少」「学力の向上」などの効果があると言われる小中一貫教育を中山台地区に取り入れることについて、検討委員会のメンバーに加わって、一緒に議論しませんか。
中山台地区における『小中一貫教育』に興味のある方は、是非とも応募をお願いします。

★募集人数
3名以内
※募集人数を超えた場合などは選考あり

★応募要件
以下の要件を全て満たす方
①中山台地区に居住している方
②小中一貫教育にご興味のある方
③不定期（2か月に1回程度、平日昼間）に開催する検討委員会に参加できる方

★応募方法・締め切り
10月18日(金)までに下記へご連絡ください。

中山台地区教育環境
適正化検討委員会の
活動はこちらから

連絡先 宝塚市教育委員会 教育環境整備課 ☎ 0797-78-6030
中山台地区教育環境適正化検討委員会



中山台地区教育環境適正化検討委員会 設置要綱(案)

1 目的・設置

中山台地区におけるより良い教育環境や小中一貫教育について、当該地区における考え方を取りまとめるため、中山台地区教育環境適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を宝塚市教育委員会に報告するものとする。

- (1) 中山台地区における教育環境に関すること。
- (2) 中山台地区における小中一貫教育に関すること。

3 組織

委員会の組織は、次に定めるところによる。

- (1) 委員会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- (2) 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- (3) 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

4 会議

委員会の会議は、次に定めるところにより行う。

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- (2) 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- (3) 委員が委員会の会議に出席ができない場合は、代理者が出席することも可能とする。

5 会議の公開（傍聴）

委員会の会議の公開は、次に定めるところによる。

- (1) 委員会の会議は、原則公開とする。ただし、特に必要があると認める理由がある場合は、委員長が事前に委員に諮り、非公開とすることができる。
- (2) 傍聴者の定員は、委員会の会議の都度、会場の収容能力などを勘案して決定する。
- (3) 傍聴希望者が定員を超えるときは抽選とする。
- (4) 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

6 関係者の出席等

委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対して会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係書類の提出を求めることができる。

7 会議録

委員会の会議録は、次に定めるところにより作成し、周知するものとする。

- (1) 会議録は、発言要旨を記載し、発言者は無記名とする。
- (2) 会議録作成後は、配布資料とともに、市ホームページに掲載する。

8 庶務

委員会の庶務は、宝塚市教育委員会事務局管理部教育環境整備課が処理する。

附 則

この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。

別表

中山台地区教育環境適正化検討委員会構成委員

区 分	所 属 名
地域代表	中山台コミュニティ会長
	中山台コミュニティ副会長
	中山台コミュニティ運営委員長
	中山台コミュニティ運営副委員長
	中山台コミュニティ常任評議会 委員長
	中山台コミュニティ常任評議会 副委員長
地域関係団体代表	中山五月台中学校区青少年育成市民会議 会長
	中山五月台中学校区青少年育成市民会議 副会長
	民生児童委員
	民生児童委員
保護者代表	中山台小学校PTA 会長
	中山台小学校PTA 副会長
	中山台小学校PTA 副会長
	中山台小学校PTA 会計
	中山五月台中学校育友会 会長
	中山五月台中学校育友会 副会長
学校長	中山台小学校長
	中山五月台中学校長

○宝塚市教育委員会傍聴人規則

昭和 29 年 5 月 20 日
教育委員会規則第 3 号

注 平成元年 2 月 22 日教委規則第 2 号から条文注記入る。

第 1 条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を傍聴人受付簿に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(平 10 教委規則 2・一部改正)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育長が会議を傍聴させることが不適當であると認める者

(平元教委規則 2・平 10 教委規則 2・平 27 教委規則 3・一部改正)

第 3 条 傍聴人は、いかなる事由があっても議場に入ることができない。

(平 10 教委規則 2・一部改正)

第 4 条 傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

第 5 条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食を行うこと。
- (5) 許可を受けずに撮影、録音等を行うこと。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(平 10 教委規則 2・一部改正)

第 6 条 傍聴人で、前条各号の規定を守らない者には、教育長は注意を促し、改めない者は退場を命ずる。

2 退場を命ぜられた傍聴人は、速やかに退場しなければならない。

(平 27 教委規則 3・一部改正)

第 7 条 前各条のほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

(平 27 教委規則 3・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年教委規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年教委規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年教委規則第 3 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

4 第 3 条の規定による改正前の宝塚市教育委員会傍聴人規則第 2 条第 3 号、第 6 条及び第 7 条の規定は、法附則第 2 条第 1 項の規定により同項に規定する旧教育長がなお従前の例により在職する場合について、なおその効力を有する。

小中一貫教育の導入に向けたロードマップについて

宝塚市教育委員会

1 最終目標

施設一体型の小中一貫校

2 中間目標

施設分離型の小中一貫校

3 検討事項

- (1) 小学校と中学校における教育目標の共有
- (2) 9年間を通じた教育カリキュラムの決定
- (3) 中学校舎に移る学年の決定(4-5制、5-4制など)
- (4) 中学校舎での小学生受け入れに係る環境整備(修繕、備品調達)

4 教育委員会での取組

令和6年度

- (1) プロジェクトチーム立ち上げ(教育委員会内)

令和7年度以降の取組

- (1) プロジェクトチーム定例会での課題検討
- (2) 課題を解決するための関係者との調整
- (3) 試験的な取組の実施
- (4) 試験的な取組の効果検証
- (5) 建築工事などに係る調整

5 中山台地区教育環境適正化検討委員会への報告

教育委員会プロジェクトチームでの検討・取組状況について報告する

上半期報告:10月頃

下半期報告:3月頃